

## 第1部 第1次計画の成果と課題(羽曳野市子ども読書活動推進計画:平成19年3月策定分)

### 第1章 計画策定の背景

#### 1 これまでの取り組みと策定の趣旨

本市教育委員会では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」および「子ども読書活動に関する基本的な計画」、「大阪府子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもと子どもに関わる大人が、自由に豊かな読書活動を行うための環境を整備し、次世代を担う子どもの健全な育成に資することを目的として、「羽曳野市子ども読書活動推進計画」を平成19年3月に策定いたしました。

本計画策定以後、5年間の経過し、これまでの取り組みや子どもを取り巻く環境の変化等も踏まえ、第2次計画を策定しようとするものです。

#### 2 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条)しかし近年、テレビ、ゲーム、インターネット等、子どもを取り巻く環境の変化により、全国的に子どもの読書離れの傾向が進む状況の中で、子どもが自ら課題を見つけ、考え、解決する力や表現力の低下、それにともなう学力の低下が懸念されています。

読書の習慣は自然に身につくものではなく、子どものころからいつも身近に本がある環境を整え、周囲の大人が読書の楽しみを伝えていくことが大切です。そのためには、家庭、地域、学校・園、行政などが協力しあい、子どもの読書環境の整備を進めていく必要があります。

#### 3 第1次計画策定前後の国、大阪府の動き

平成18年に施行された新しい教育基本法では、新たに家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力が盛り込まれました。これを受けて平成19年に学校教育法が改正され、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が挙げられました。

平成20年には、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第2次)」が策定され、

- (1) 子どもの自主的な読書活動の推進
- (2) 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進
- (3) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- (4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

の4つの基本方針が示されました。

大阪府では、平成21年の「大阪の教育力向上プラン」の中で、「読書力の推進」を挙げ、これに基づいて、平成23年には「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」を策定しています。

### 第2章 第1次計画期間中における取り組みと課題

#### 1 子どもが読書に親しむための環境整備

##### ① 家庭での読書活動の推進

乳幼児を持つ保護者への働きかけとして、保健センターでの4か月健診時に啓発チラシ、赤ちゃん絵本のリスト、図書館の利用申込書等の配布を行ないました。

図書館では、平成23年10月から貸出規則を見直し、各館5冊までの貸出を全館計15冊までに変更しました。これによって、特に絵本や幼年童話など、乳幼児から小学校低学年向きの図書の利用が増え、家庭での読書の推進につながりました。

また、おはなし会をはじめとする子どものための諸行事、保護者向けの事業を通じて、本の楽しさを知ってもらい、子どもの読書についての関心と理解を深めるよう働きかけました。

## ② 地域での読書活動の推進

子ども文庫では、地域のお母さんたちが、家庭の一室や集会所などを利用して、長いところでは30年以上にわたり、図書の貸出や絵本の読み聞かせなどを行っています。家庭的な雰囲気の中で本に親しむことのできる場所として、地域の子どものにとって大切な存在となっています。

本市では、これらの子ども文庫に対し、市立図書館を通じて新刊図書の長期貸出を毎年行い、連絡会や学習会の会場を提供するなど、その活動を支援しています。

第1次計画策定当時、8か所あった子ども文庫は、現在では7か所となりました。他の子ども文庫でも代表者の高齢化が進んでおり、この活動を次世代にどう受け継いでいくかが課題となっています。

子ども文庫の代表者などによる「羽曳野市子ども文庫連絡会」では、市立図書館との共催により毎年読書講演会や講座などを実施し、子どものための読書活動を行っています。また、平成24年度には子どもゆめ基金の助成を受け、「グリムまつり」の一連の行事を行いました。

市立図書館協力団体の「おはなしの森」と、「おはなしボランティアグループはびきの」は、小学校や幼稚園、保育園、その他の公共施設などで活発におはなし会を行い、子どもたちへの読書の導入に大きな役割を果たしています。

子育て支援センターふるいち（古市複合館）・子育て支援センターむかいのでは、「おはなしの広場」、白鳥児童館では「絵本のへや」として、毎月パネルシアターや絵本の読み聞かせなどが実施され、成果をあげています。また、子育てサークルや子育てサロンなどでも、絵本や紙芝居などが活発に利用されています。

青少年児童センターでは、図書室での閲覧・貸出のほか、絵本作家による講演会や、親子向けの絵本講座を実施しました。

市内14か所の留守家庭児童会では、平均して300冊ほどの蔵書を持ち、市立図書館の団体貸出も日常的に利用されており、絵本の読み聞かせや紙芝居が活発に行われています。

市内の書店では、子どもと本をつなぐ試みとして、「本の帯コンクール」や「読書ノート」などのイベントが実施されています。また一部の書店では、独自におはなし会や作家のサイン会などが行われています。

## ③ 学校・園の取り組み

市内には公立小学校14校、中学校6校、私立中学校1校があります。小学校では、13校に市費による学校司書が配置され、市立中学校では、2校に学校司書が配置されています。また、12学級以上の学校には司書教諭が発令されています。中学校では学校司書は3年ごとに異動して各校の図書館を順次整備していますが、専任の職員が不在の学校では、開館日数や貸出が減少

する傾向にあります。

市内の全ての学校図書館はオンラインで結ばれ、資料の一元管理ができるようになっていました。調べ学習などでさまざまな資料が必要なときは、学校・公共図書館連絡車などを通じ、他校の資料も集めて活用する体制づくりができています。

各校の学校司書は毎月2回「学校司書会」を開き、子どもの本の書評作りや作家研究、図書館の利用指導案の作成、情報交換、各種の研修などを行い、協力しあって「図書館を使った学習」が円滑に行われるように努めています。また、教職員向けの『学校図書館ニュース』を定期発行し、情報の発信を行なっています。

各小学校では、「朝の一斉読書」が実施され、子どもたちの読書習慣づくりが行われています。

市教委では、平成23年度から「羽曳野市・図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、市内の公立小・中学校全校から参加があり、学校図書館や市立図書館の資料を活用した「調べる学習」が活発に行われました。

#### ④ 市立図書館の取り組み

市立図書館は、子どもの読書活動推進の中心的役割を担う施設です。本市には、6館の市立図書館とブックステーションはびきのコロセアムがあり、オンラインでつながっています。「貸出サービス」「児童サービス」「全域サービス」を3つの基本方針とし（注1）、市民の暮らしの中の図書館を目指して、さまざまな図書館活動を行っています。

図書館では、まず読書活動の基本となる子どもの本の充実に努めました。平成19年度に165,998冊だった児童書は、平成24年度末には179,595冊となり、全資料における児童書の割合も34.7%から35.3%に増加しました。厳しい財政状況の中、また消耗が激しく耐用年数の短い児童書を充実させるにあたっては、府の「大阪府地域福祉・子育て支援交付金」、国の「住民生活に光を注ぐ交付金」を活用し、資料の充実に努めました。また、平成24年現在、0歳から18歳までの子どもの利用登録率は61.8%に達し、児童書の貸出冊数は344,618冊となりました。

図書館では、計画策定以前から、学校図書館との連携に力を入れ、週2回、年間80回の学校・公共図書館連絡車の巡回などにより、学校への団体貸出は平成24年度には19,970冊ありました。また学校からのレファレンス、調べ学習用セット資料の貸出などの支援を行っています。

一方、学校へのサービスに遅れがちだった、留守家庭児童会や幼稚園・保育園への団体貸出を強化するため、平成22年度から、図書館で選定した50冊程度の児童書を長期貸出する「セット貸出」を実施し、平成24年度は延べ66回、3,370冊の利用がありました。特に留守家庭児童会への貸出は、担当課の配送や回収の協力を得て、市内14か所の児童会すべてに定期的な貸出を行うことができました。

子どもたちが図書館へ来るきっかけ作りとして、おはなし会をはじめ、手づくり遊び、カルタ大会、クリスマス会などの定例行事、「ぬいぐるみのお泊り会」「図書館クエスト」などの単年度事業を積極的に行いました。また、中学校の体験学習や「夏休み子ども一日図書館員」などを通じて、図書館のしくみを理解してもらい、利用の促進を図りました。

平成23年からは、中学生以上を対象に、インターネットを通じて資料の予約と延長ができるサービスを開始し、部活動や受験勉強などで時間の制約が多いヤングアダルト層の利便性を高め

ました。また、平成24年7月から、大阪市・東大阪市・八尾市・柏原市・藤井寺市・松原市・富田林市・大阪狭山市・河内長野市との10市で図書館の相互利用が始まり、子どもと子育て世代を中心に、平成24年度は登録者2,063人、貸出冊数68,219冊の利用がありました。

## 2 家庭、地域、学校・園、図書館の連携

子ども読書活動を行うにあたっては、家庭、地域、学校・園、図書館が互いに連携し、協力しあって事業を行ってきました。例えば、羽曳野市子ども文庫連絡会では、子どもたちに読み継がれてほしい本を選び、毎月1冊ずつ図書館だよりで紹介しています。図書館では、これらの本を集めた「よんでみませんか？」コーナーを作り、展示・貸出を行っています。

また、小学校や幼稚園では、おはなしグループをはじめ、地域のボランティアや保護者によるおはなし会や読み聞かせを随時行い、図書館では依頼があればボランティアと学校・園の橋渡しをするとともに、職員も幼稚園に出向いて活動しています。

学校と図書館は、前述したように、団体貸出やレファレンスなどを通じて密接に連携を取り合っています。

## 3 啓発・広報活動

市では、保護者・教職員向けの講座や講演会、健診でのチラシの配布などを通じ、また市広報、図書館だより、ホームページなどを通じて、子どもの読書活動について市民の理解と協力を得られるよう、啓発と広報活動を行ってきました。

また、優れた活動を行っている団体を市として表彰しました。

この他、平成21年度に羽曳野市子ども文庫連絡会と白鳥小学校が、平成23年度に恵我之荘小学校と市立図書館がそれぞれ「子どもの読書活動優秀実践団体」「子どもの読書活動優秀実践校」「子どもの読書活動優秀実践図書館」として文部科学省の表彰を受けています。

## 4 第2次計画へ向けての課題

第1次計画を進める中で、以下のような課題が見られました。

### ① 資料の充実

市の厳しい財政状況の中、図書館では子どもの本の充実に努めてきましたが、調べ学習のための資料や、ヤングアダルト向けの資料などに、不足が目立っています。

小・中学校では、読書センター、学習情報センター（注2）としての役割を果たすために必要な資料が不足しており、一層の資料の充実が必要です。

### ② 子ども読書推進のための専門職員の配置と資質の向上

市内の小学校では、ほぼ全校に専任の学校司書が配置されていますが、専任の職員がいない中学校では、学校図書館の活用を推進していく必要があります。また、専門職員のスキルアップのための研修が必要です。

### ③ 乳幼児を持つ保護者への働きかけ

子育て世代の中でも、乳幼児を持つ保護者への働きかけは特に重要です。保健センターや子育て支援センターなどの事業を通じ、一層の啓発を進める必要があります。

#### ④ 中・高校生の読書離れ

中学生、高校生の読書離れが進む中で、市立図書館の統計を見ても、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて利用が少なくなる傾向があります。これらのヤングアダルト層にとって魅力ある図書館づくりと、夏休み・冬休みなどの機会をとらえ、図書館に足を運んでもらうきっかけづくりが必要です。さらに学校での読書推進を図る方策が必要となります。

#### ⑤ 連携の強化と情報発信

図書館、学校・園、関係機関、地域がより連携を深め、強力なネットワークを築いていくとともに、ホームページや広報などを活用した情報発信が求められます。

#### ⑥ 活動を支えるボランティアの育成と支援

子どもの読書活動には、市民の協力が欠かせません。地域を支えるボランティアの育成と支援を充実・強化する必要があります。



ぬいぐるみのお泊り会

## 第2部 第2次羽曳野市子ども読書活動推進計画

### 第1章 計画の基本的な考え方

#### 1 計画策定の理念と目的

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」および「子どもの読書活動に関する基本的な計画」、「大阪府子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもと子どもに関わる大人が、自由で豊かな読書活動を行うための環境を整備し、次世代を担う子どもの健全な育成に資することを目的として策定するものです。

また、この計画は、「羽曳野市子ども読書活動推進計画（第1次）」を継承・発展させる形で、「羽曳野市総合基本計画」、「羽曳野市次世代育成支援行動計画～はびきのこども夢プラン～」などの諸計画との整合性を図りながら進めるものとしします。

#### 2 基本目標

この目的を実現するために、以下の基本目標を定めます。

- ① 子どもが読書に親しむための環境を整備します。
- ② 家庭、地域、学校・園、行政が連携し、市全体として取り組みを推進します。
- ③ 子どもの読書活動への理解と関心を深めるため、啓発・広報活動を行います。

#### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までのおおむね5年間としします。

#### 4 計画の対象

この計画でいう「子ども」とは、0歳から18歳までを指します。また、本計画は、子どもに加えて、子ども読書活動に関わる全ての人を対象としします。

#### 5 重点事業

この計画の中で重点的に取り組む事業は以下のとおりとしします。

- ① 市立図書館の子ども向け図書・資料の充実
- ② 市立図書館における中・高校生の利用の促進
- ③ セット貸出を含む団体貸出の推進
- ④ 子ども読書に関わるボランティアの育成と活動支援
- ⑤ 学校・園の資料の充実
- ⑥ 子ども読書に関わる体制の充実と職員の専門性の向上
- ⑦ 市立図書館と学校との連携の強化
- ⑧ 関係機関の連携の輪づくり

### 第2章 子ども読書活動推進のための取り組み

#### 1 家庭での読書活動の推進

- 保健センター、子育て支援センターなどで市が主催する妊娠期・乳幼児期・学童期の講座や学級などを通じ、家庭での読書や読み聞かせの意義について保護者への啓発活動を行います。
- 図書館や子ども文庫の利用を推進するため、市広報、図書館だより、ホームページ、はびきの子育てネットなどを通じた広報活動や、子どもの年齢にあわせた行事、保護者向けの啓発事業を行います。
- 子どもの本のリサイクル市、本の修理講習会を実施し、図書を大切にすることの意識の向上と、図書の有効活用を図ります。

## 2 地域での読書活動の推進

- 青少年センター、青少年児童センター、白鳥児童館などの図書の充実に引き続き努めます。
- 各施設での、絵本の読み聞かせ講座、おはなし会、講演会などの行事の充実に努めます。
- 留守家庭児童会や市の公共施設に、図書館から「セット貸出」などの定期的な配本を行い、団体貸出の利用を促進します。
- 留守家庭児童会では、指導員研修を行うなど、日常的な読み聞かせやおはなし会が実施できるよう環境を整えます。
- 子ども文庫への図書の貸出、活動場所の提供などの支援を継続し、その充実に努めます。
- 地域で行われている読書活動の情報を収集し、その発展のための支援を行います。

## 3 図書館での読書活動の推進

- 市立図書館の子ども向け図書・資料を充実させます。（重点事業 ①）
  - ・子ども向け資料に適切な予算を配分し、乳幼児から高校生まで、幅広い年齢と発達段階に応じた資料を積極的に収集します。
  - ・消耗の激しい図書、図書館資料の核となるべき基本的な図書の買い替えを計画的に行ない、蔵書の新鮮さを保ちます。
- 読書離れの目立つ中・高校生の利用を促進します。（重点事業 ②）
  - ・学校と協力して、中・高校生向けの本の情報誌を定期発行し、調べ学習や読書感想文なども活用して、図書館を利用するきっかけ作りをします。
  - ・中・高校生の興味・関心にも十分に配慮し、今を生きる10代の子どもたちにとって魅力ある書架づくりを目指します。
- セット貸出を含む団体貸出を推進します。（重点事業 ③）
  - ・幼稚園、保育園、留守家庭児童会、学級文庫など向けに選定したセットを定期的に貸出します。
  - ・関係機関に団体貸出のPRを行い、利用を促進します。
- 子ども読書に関わるボランティアの育成と活動支援を行います。（重点事業 ④）
  - ・おはなしボランティアなどの育成とスキルアップのための講座を定期的に行います。
  - ・子ども読書のためのさまざまなボランティア活動に対し、活動の場を提供し、支援を行います。
- 子どもが楽しく読書できるスペースの整備に努めます。
- 情報提供や蔵書検索、資料予約などのインターネットを活用したサービスを充実させます。また、図書館ホームページに「子ども読書活動推進のページ」を設け、読書への関心を高めるきっかけ

け作りとします。

- 子どもの年齢層に応じた行事を充実させます。また「子ども一日図書館員」、「職業体験学習」などを通して、子どもが図書館の魅力を発見できるようにします。
- 障がいをもつ子どもに、さわる絵本や点字本、録音図書など、障がいの状態に応じた資料の提供に努めます。また、外国語を母語とする子どものニーズに応じた資料の提供に努めます。
- おはなし・読み聞かせ入門講座などの保護者向けの講座を充実します。
- 職員の児童サービスの研修を実施し、資質の向上に努めます。また、大阪府立図書館などが実施している児童サービス研修への参加を積極的に行います。
- 図書館サービスの空白地域の解消に努めます。
- 大阪府立中央図書館や大阪国際児童文学館から情報や資料提供などの協力を得、府内の各公共図書館とも協力しあって、読書活動の推進を図ります。

#### 4 学校・園での読書活動の推進

- 学校・園の資料充実を図ります。(重点事業 ⑤)
  - ・ 幼稚園、保育園では、日常的な読み聞かせ活動を推進するため、絵本を中心にした蔵書の充実を図ります。
  - ・ 小・中学校では、資料の収集と廃棄を適切に行い、読書センター、学習情報センターの役割を果たせるよう、各分野の蔵書の充実を図ります。
- 小・中学校の学校図書館がより魅力的な場所となるよう、くつろげるコーナー作りや読書・調べ学習にふさわしい環境の整備に努めます。
- 中学生による職業体験学習や、学校・園などとの交流活動でも、積極的な読書活動に取り組みます。
- 「朝の全校一斉読書」をはじめ、小・中学校における読書活動を一層推進します。
- 保育園や幼稚園でボランティアや保護者による「おはなし会」を開催するなど、幼児期の読書活動の充実努めます。
- 小・中学校司書教諭の全校発令に向けた調査研究を行ないます。また、教職員などの資質向上のため、読書活動に関する研修を行うとともに、他自治体などで実施される研修への積極的な参加をすすめます。
- 小・中学校において、学校図書館を活用した調べ学習に積極的に取り組めるよう、「羽曳野市・図書館を使った調べる学習コンクール」を継続して実施します。

### 第3章 計画の進め方

#### 1 推進体制の整備

- ① 「子どもの読書活動推進会議」および、羽曳野市図書館協議会において、毎年、計画の進捗状況を検証します。
- ② 子どもの読書活動推進に必要な体制の充実努め、研修を実施し、各施策を進めることができる職員を育成します。(重点事業 ⑥)
- ③ 関係機関や子ども文庫、市民団体との交流の場を設け、協力体制を整えます。



- ④ これらの施策を実現するため、必要な財政措置に努めます。

## 2 関係機関の連携

- ① 市立図書館と学校との連携を強化します。（重点事業 ⑦）

- ・市立図書館は、小・中学校との連携を一層強め、学校教育への支援を行います。そのため、公共図書館－学校連絡車による配送システム、レファレンスをより充実させ、「学校図書館支援センター」としての役割を果たすよう努めます。
- ・図書館、学校が連携して、「読書月間」などの読書推進行事を実施します。

- ② 関係機関の連携の輪を広げます。（重点事業 ⑧）

- ・子ども文庫や市民団体の活動を支援するため、市立図書館の団体貸出の充実や活動場所の提供、交流会などを実施します。
- ・保健センターと市立図書館、市民団体が協力しあって、乳幼児健診などで、赤ちゃん絵本の紹介、おはなし会、ブックリストや図書館利用申込書の配布を行います。
- ・保育園、幼稚園、留守家庭児童会、子どもに関わる公共施設、市立図書館の連携を一層進めます。
- ・関係機関と市民が協力しあって、子どもの読書推進のための研修を行います。

## 第4章 啓発・広報

- ① 市広報、ホームページなどを通じ、子どもの読書活動に関する情報を提供します。

- ② 優れた活動を行っている団体・個人を市として表彰・顕彰、または国・大阪府などの表彰対象として推薦し、その活動内容を広く紹介するように努めます。

- ③ ブックリストの作成・配布などにより、永く読み継がれてきた図書や、優れた図書についての情報を提供します。

- ④ 「子ども読書の日（4月23日）」「文字・活字文化の日（10月27日）」「読書週間（10月27日～11月9日）」の市民への周知のための取り組みを進めます。

注1 羽曳野市立図書館では、3つの図書館活動の基本方針を定めています。

- 1 資料貸出を図書館活動の基本とすること
- 2 児童サービスの充実強化を図ること
- 3 全市域に図書館サービスの拡充を図ること

これらを、「貸出サービス」「児童サービス」「全域サービス」と呼んでいます。（『平成24年度 図書館業務活動報告書』参照）

注2 読書センター、学習情報センター

学校図書館は、児童生徒の「読書センター」機能および「学習情報センター」機能の2つの柱を持ち、この2つの機能の発揮を通じて、学校教育の中核たる役割を果たすよう期待されています。

読書センターとしての学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場となります。

学習情報センターは、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与するものです。（文部科学省「これからの学校図書館の在り方等について」参照）